

## 令和8年度香川県立図書館・文書館広告事業仕様書

### 1 広告の掲示方法等

当該広告事業は、次の（１）から（４）に基づき、図書館・文書館のエントランスホール内のうち、県が指定する場所において、応募者が希望する位置及び面積に、県又は応募者が用意する広告掲示用物品を設置し、当該掲示用物品に広告を掲示（ポスターの掲示、パンフレットの設置等）する方法とする。

#### （１）広告を掲示することができる場所（別添図面参照）とその期間

| 広告を掲示することができる場所 | 期 間                   |
|-----------------|-----------------------|
| 指定場所①、②、③、④、⑤   | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

#### （２）県が用意する広告掲示用物品の種類と数量等

| 種 類                    | 規 格 等  | 指 定 場 所     | 数 量 |
|------------------------|--|-------------|-----|
| パンフレットラック              | A4 サイズ 3列7段<br>外寸：W758 mm×D425 mm×H1435 mm<br>KOKUYO 製 ZR-PS203  | ①<br>②<br>③ | 3 台 |
| ポスター掲示板 A              | B1 サイズ対応<br>外寸：W800 mm×D460 mm×H1500 mm<br>KOKUYO 製 GB-SB1N  | ①<br>②<br>③ | 3 台 |
| ポスター掲示板 B              | B1 サイズポスター4枚分まで掲示可能<br>〔※ なお、掲示可能な範囲を一体的に利用することにより、B1 サイズ以上の広告を掲示することができる。〕<br>外寸：W3000 mm・H1200 mm・T30 mm | ④           | 1 台 |
| ポスター掲示板付き<br>パンフレットラック | 掲示板：A1 サイズ対応<br>ラック：A4 サイズ 3列2段<br>外寸：W755 mm×D382 mm×H1492 mm<br>UCHIDA 製 CP-32                           | ⑤           | 1 台 |

#### （３）県が指定する場所のうち行政財産の使用許可が必要な場所とその使用料額

| 行政財産の使用許可が必要な設置場所 | 使用可能な面積            | 行政財産の使用料額  |
|-------------------|--------------------|--|
| 指定場所④             | 3.6 m <sup>2</sup> | 53,376 円 = 1,112 円/m <sup>2</sup> ・月 × 4 m <sup>2</sup> × 12 月 |

(4) 県が指定する場所において使用することができる広告掲示用物品の種類及び数量

| 指定場所    | 使用することができる広告掲示用物品の種類と数量                              |
|---------|--|
| 指定場所①②③ | ○県が用意するパンフレットラック…………… 各1台<br>○ “ “ ポスター掲示板A…………… 各1台 |
| 指定場所④   | ○県が用意するポスター掲示板B…………… 1台                              |
| 指定場所⑤   | ○県が用意するポスター掲示板つきパンフレットラック<br>…………… 1台                |

**2 広告の規格・数量**

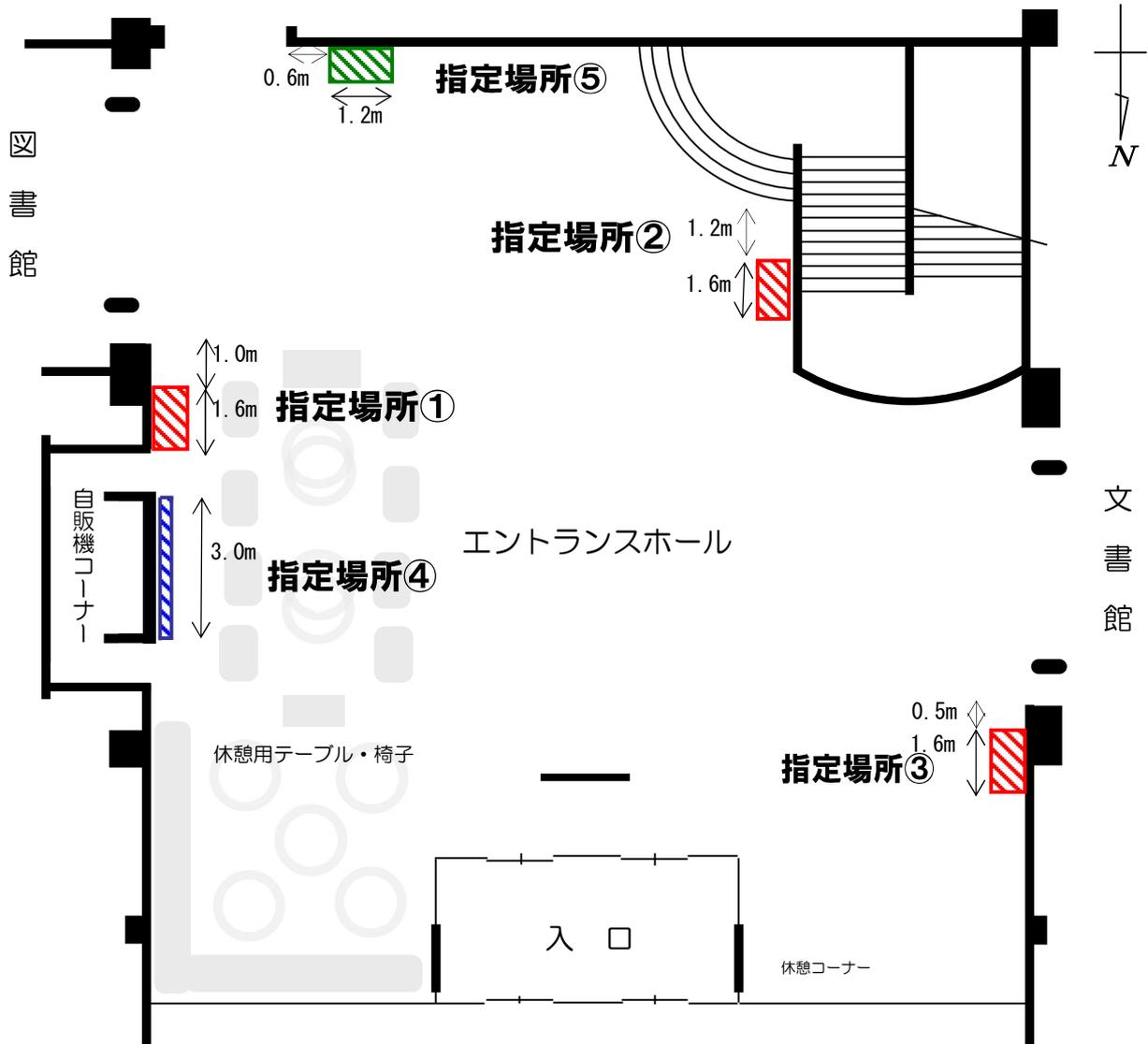
前記1の範囲内において、規格及び数量は特に制限しない。

**3 特記事項**

- (1) 香川県広告事業実施要綱第4条、香川県広告事業実施基準第2に定めるもののほか、次のいずれかに該当する広告は掲示することができない。
  - ア 広告の表現、配色、デザイン等において、施設内エントランスホールと著しく調和を欠くもの
  - イ その他施設の性質等により適当でないと認められるもの
- (2) 当該広告事業で使用する広告掲示用物品へのすべての広告は、安全が確保される状態で掲示すること。また、応募者が広告掲示用物品を用意する場合は、その仕様及び設置方法等について安全性を確保すること。ただし、施設の形状を変更しての設置等は認めない。
- (3) 広告の掲示方法等は企画案を尊重するが、安全性の確保などにより、県は、広告取扱業者に対し変更等を要求することがある。
- (4) 電気や音響設備を使用する広告掲示は認めない。
- (5) 広告掲示用物品への広告物（パンフレット等）の補充等、広告の維持管理は広告取扱業者が行うものとする。また、広告の掲示に係るすべての責任は、広告取扱業者が負うものとする。

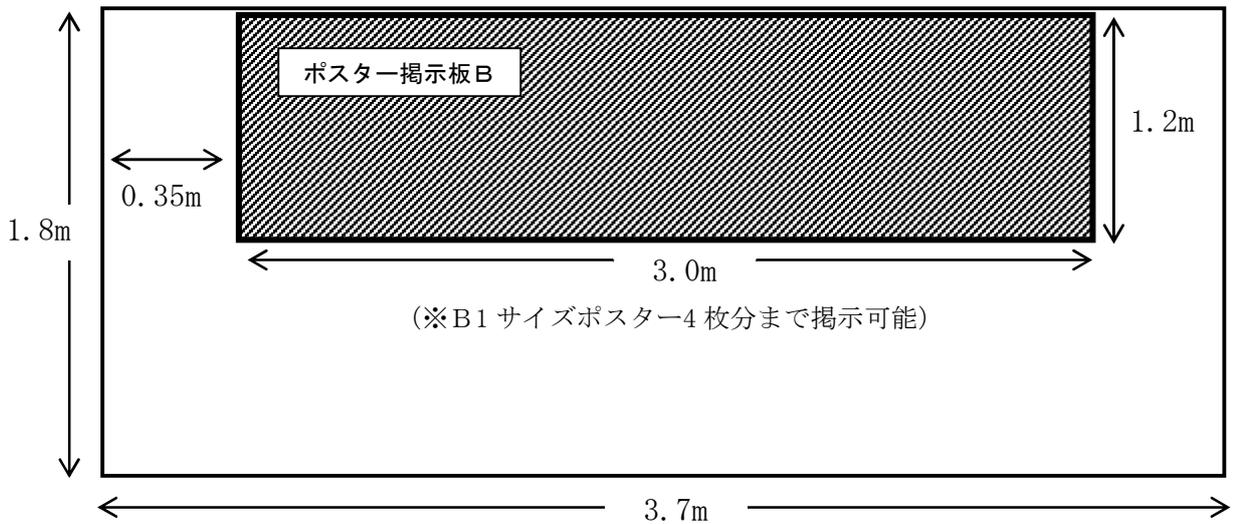
(別添図面)

香川県立図書館・文書館 エントランスホール 広告掲示の指定場所



【 指定場所④ ポスター掲示板Bにおける広告の掲示 】

(エントランスホール休憩用ソファ中央部前面壁、自販機コーナー裏面壁)



【 広告掲示の指定場所①～⑤の写真 】



指定場所①

- パンフレットラック 1台  
A4サイズ 3列7段  
W758mm×D425mm×H1435mm
- ポスター掲示板A 1台  
B1サイズ対応  
W800mm×D460mm×H1500mm

指定場所②

- パンフレットラック 1台  
A4サイズ 3列7段  
W758mm×D425mm×H1435mm
- ポスター掲示板A 1台  
B1サイズ対応  
W800mm×D460mm×H1500mm





### 指定場所③

- パンフレットラック 1台  
A4サイズ 3列 7段  
W758 mm×D425 mm×H1435 mm
- ポスター掲示板 A 1台  
B1サイズ 対応  
W800 mm×D460 mm×H1500 mm

### 指定場所⑤

- ポスター掲示板付き  
パンフレットラック 1台  
掲示板 A1サイズ 対応  
ラック A4サイズ 3列 2段  
W755 mm×D382 mm×H1492 mm

